

都市緑地法運用指針改正案（新旧対照表）

○緑地保全地域関係部分

改 正 案	現 行
<p>3 緑地保全地域</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緑地保全地域の決定</p> <p>① 緑地保全地域の計画の考え方</p> <p>ア 緑地保全地域の対象となる緑地 緑地保全地域は、都市計画区域内の緑地であって、比較的広域の見地から市街地及びその周辺地域に存するもの<u>又は準都市計画区域内の緑地であって環境の保全の見地から保全する必要があるもの（ここでいう「環境」とは、将来における一体の都市として保全すべき都市環境という趣旨である）</u>について指定するものとする。</p> <p>イ 緑地保全地域の対象となる土地の区域の要件</p> <p>i 法第5条第1項第1号の要件は、</p> <p>a 無秩序な市街地化の防止のために保全する必要がある緑地は、既成市街地若しくは市街化区域の周辺に存在する緑地、連担のおそれが強い二つの市街地の中間部に存在する緑地、都市内の貴重な自然的環境を保全する上で緩衝帯としての機能を果たしている緑地、<u>準都市計画区域において将来における一体の都市として保全すべき都市環境の構成要素となる緑地</u>等、市街地の無秩序な拡大を防止する上で適切に保全する必要があるものである。</p> <p>b 公害の防止のために保全する必要がある緑地は、一定の間隔をもって配置することが望ましい異種の土地利用等の中間的な位置に存在する緩衝地帯としての機能を果たしている緑地、市街地内若しくは市街地の周辺に存在する大気の浄化等の機能を果たしている緑地等、騒音、振動、大気汚染等の公害を防止する上で保全すること必要があ</p>	<p>3 緑地保全地域</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緑地保全地域の決定</p> <p>① 緑地保全地域の計画の考え方</p> <p>ア 緑地保全地域の対象となる緑地 緑地保全地域は、都市計画区域内の緑地であって、比較的広域の見地から市街地及びその周辺地域に存するものについて指定するものとする。</p> <p>イ 緑地保全地域の対象となる土地の区域の要件</p> <p>i 法第5条第1項第1号の要件は、</p> <p>a 無秩序な市街地化の防止のために保全する必要がある緑地は、既成市街地若しくは市街化区域の周辺に存在する緑地、連担のおそれが強い二つの市街地の中間部に存在する緑地、都市内の貴重な自然的環境を保全する上で緩衝帯としての機能を果たしている緑地等、市街地の無秩序な拡大を防止する上で適切に保全する必要があるものである。</p> <p>b 公害の防止のために保全する必要がある緑地は、一定の間隔をもって配置することが望ましい異種の土地利用等の中間的な位置に存在する緩衝地帯としての機能を果たしている緑地、市街地内若しくは市街地の周辺に存在する大気の浄化等の機能を果たしている緑地等、騒音、振動、大気汚染等の公害を防止する上で保全すること必要があ</p>

るものである。

c 災害の防止のために保全する必要がある緑地は、災害発生時の延焼防止等の緩衝地帯又は都市住民の避難地としての機能を発揮している緑地、急傾斜地等における土砂災害防止の機能を果たしている緑地等、災害の防止のために保全する必要があるものである。

ii 法第5条第1項第2号の要件は、住民が接触する頻度が高い緑地又は住民が日常望見するような位置にある緑地であって、例えばその植生、地形から優れた風致又は景観を形成するもの、地域の歴史、風俗習慣等と深い関わり合いを持つもの、都市住民が自然とふれあう場となっているもの、地域住民にとって身近な動植物の生息地又は生育地となっているもの等、地域住民の健全な心身の保持及び増進の確保や都市のシンボルの保存等に資する緑地として、地域住民の健全な生活環境を確保するために適正に保全する必要があるものである。

② 緑地保全地域の計画にあたっての留意点
ア 緑地保全地域は、市街地内及びその周辺の比較的大規模な緑地について、一定の土地利用との調和のもとに、総体としての緑を適切に保全していく制度であることにかんがみ、**都市計画区域内において**都市の自然的環境を保全する上で現状凍結的な保存を図る必要がある重要な緑地については、緑地保全地域によらず、特別緑地保全地区など他の制度により保全措置を講じるべきである。

この場合、重要な緑地を含む全体の緑地を一体的に緑地保全地域に指定し、重要な緑地部分のみに特別緑地保全地区を重複して指定することは差し支えない。なお、重複して指定された場合には緑地保全地域の届出義務は適用除外となる。

イ 緑地保全地域の決定にあたっては、あらかじめ、緑地保全地域担当部局と自然保護担当部局は十分協議の上、自然環境保全基本方針（昭和48年10月26日閣議決定）に基づいて適切な調整を行うものとし、自然公園と重複して指定することは望ましくない。例外的に自然公園と重複して緑地保

るものである。

c 災害の防止のために保全する必要がある緑地は、災害発生時の延焼防止等の緩衝地帯又は都市住民の避難地としての機能を発揮している緑地、急傾斜地等における土砂災害防止の機能を果たしている緑地等、災害の防止のために保全する必要があるものである。

ii 法第5条第1項第2号の要件は、住民が接触する頻度が高い緑地又は住民が日常望見するような位置にある緑地であって、例えばその植生、地形から優れた風致又は景観を形成するもの、地域の歴史、風俗習慣等と深い関わり合いを持つもの、都市住民が自然とふれあう場となっているもの、地域住民にとって身近な動植物の生息地又は生育地となっているもの等、地域住民の健全な心身の保持及び増進の確保や都市のシンボルの保存等に資する緑地として、地域住民の健全な生活環境を確保するために適正に保全する必要があるものである。

② 緑地保全地域の計画にあたっての留意点
ア 緑地保全地域は、市街地内及びその周辺の比較的大規模な緑地について、一定の土地利用との調和のもとに、総体としての緑を適切に保全していく制度であることにかんがみ、都市の自然的環境を保全する上で現状凍結的な保存を図る必要がある重要な緑地については、緑地保全地域によらず、特別緑地保全地区など他の制度により保全措置を講じるべきである。

この場合、重要な緑地を含む全体の緑地を一体的に緑地保全地域に指定し、重要な緑地部分のみに特別緑地保全地区を重複して指定することは差し支えない。なお、重複して指定された場合には緑地保全地域の届出義務は適用除外となる。

イ 緑地保全地域の決定にあたっては、あらかじめ、緑地保全地域担当部局と自然保護担当部局は十分協議の上、自然環境保全基本方針（昭和48年10月26日閣議決定）に基づいて適切な調整を行うものとし、自然公園と重複して指定することは望ましくない。例外的に自然公園と重複して緑地保

全地域を指定しようとするときは、都道府県の緑地保全地域担当部局は、あらかじめ、自然風景地の保護の観点から、国立公園の場合は当該国立公園を管轄する自然保護事務所に対して、国定公園及び都道府県立自然公園の場合は自然保護部局に対して協議し、十分な調整を行うことが望ましい。

ウ 森林の有する土砂の流出の防備等の災害の防備、保健・風致の保存等の生活環境の保全の機能を確保するための制度としては、既に森林法に基づく保安林制度が措置されていることから、都市計画区域内において緑地保全地域を決定し、又は同意しようとする場合にあっては、次の事項について留意する。また、平成18年法改正により、準都市計画区域の都市計画に地域地区として緑地保全地域を定めることができることとなったところであるが、準都市計画区域の指定のあり方（都市計画運用指針IV-2-1A（2））において、準都市計画区域には保安林を含めるべきでないとされていることについて留意する。

i 森林法第25条第1項第1号から第7号に規定する水源のかん養のために指定される保安林、土砂の流出の防備のために指定される保安林、土砂の崩壊の防備のために指定される保安林、飛砂の防止のために指定される保安林、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備のために指定される保安林、なだれ又は落石の危険の防止のために指定される保安林及び火災の防備のために指定される保安林が指定されている森林には、避難地帯として特に必要な場合を除き、緑地保全地域を指定することは望ましくない。また、避難地帯として特に必要な場合としてこれらの保安林に緑地保全地域を指定しようとする場合には、都道府県の緑地保全地域担当部局は、あらかじめ保安林担当部局に協議するとともに、円滑な制度運用が図られるよう、十分な調整を行うことが望ましい。

ii i の場合のほか、緑地保全地域を保安林内に指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県の緑地保全地域担当部局は保安林担当部局に協議することとし、

全地域を指定しようとするときは、都道府県の緑地保全地域担当部局は、あらかじめ、自然風景地の保護の観点から、国立公園の場合は当該国立公園を管轄する自然保護事務所に対して、国定公園及び都道府県立自然公園の場合は自然保護部局に対して協議し、十分な調整を行うことが望ましい。

ウ 森林の有する土砂の流出の防備等の災害の防備、保健・風致の保存等の生活環境の保全の機能を確保するための制度としては、既に森林法に基づく保安林制度が措置されていることから、次の事項について留意する。

i 森林法第25条第1項第1号から第7号に規定する水源のかん養のために指定される保安林、土砂の流出の防備のために指定される保安林、土砂の崩壊の防備のために指定される保安林、飛砂の防止のために指定される保安林、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備のために指定される保安林、なだれ又は落石の危険の防止のために指定される保安林及び火災の防備のために指定される保安林が指定されている森林には、避難地帯として特に必要な場合を除き、緑地保全地域を指定することは望ましくない。また、避難地帯として特に必要な場合としてこれらの保安林に緑地保全地域を指定しようとする場合には、都道府県の緑地保全地域担当部局は、あらかじめ保安林担当部局に協議するとともに、円滑な制度運用が図られるよう、十分な調整を行うことが望ましい。

ii i の場合のほか、緑地保全地域を保安林内に指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県の緑地保全地域担当部局は保安林担当部局に協議することとし、

森林法第25条第1項第10号及び第11号に規定する公衆の保健のために指定される保安林及び名所又は旧跡の風致の保存のために指定される保安林については、重複して決定することは望ましくなく、森林法第25条第1項第8号に規定する魚つきのために指定される保安林については、当該魚の生息地として保全する必要があるものとして重複して指定することは望ましくない。

エ 国有林野又は公有林野等官行造林地内に緑地保全地域を決定し、又は同意しようとする場合には、緑地保全地域担当部局はあらかじめ所管森林管理局長の同意を受けることが望ましい。

オ 平成18年法改正により、準都市計画区域の都市計画に地域地区として緑地保全地域を定めることができることとなったところであるが、準都市計画区域の指定のあり方(都市計画運用指針IV-2-1A(2))において、準都市計画区域には森林を含まないことが望ましいとされていることを踏まえ、準都市計画区域に緑地保全地域を定める場合には、森林を含めないことが望ましい。ただし、主として無秩序な市街化の防止のために必要なものとして、例えばバイパス沿いにある小規模な社寺林や屋敷林が、周辺の水辺地等と一体となって相当規模の土地の区域として指定されるような場合は、例外的に含まれる。

カ 緑地保全地域の決定にあたっては、あらかじめ緑地保全地域担当部局は農林水産部局と十分連絡調整することが望ましい。農地については、保存すべき緑地に介在する場合を除き、原則として緑地保全地域を指定することは望ましくなく、農用地区域内の土地について緑地保全地域を決定しようとする場合には、都道府県の緑地保全地域担当部局は農林水産部局にあらかじめ協議し、調整することが望ましい。

キ 緑地保全地域は原則として港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域及び港湾法第56条の港湾内に定めることはないが、定める場合は、都市における緑地の適正な保全と、港湾の秩序ある整備と適正な運営との整合を図る観点から、あらかじめ、港湾管理者

森林法第25条第1項第10号及び第11号に規定する公衆の保健のために指定される保安林及び名所又は旧跡の風致の保存のために指定される保安林については、重複して決定することは望ましくなく、森林法第25条第1項第8号に規定する魚つきのために指定される保安林については、当該魚の生息地として保全する必要があるものとして重複して指定することは望ましくない。

エ 国有林野又は公有林野等官行造林地内に緑地保全地域を決定し、又は同意しようとする場合には、緑地保全地域担当部局はあらかじめ所管森林管理局長の同意を受けることが望ましい。

オ 緑地保全地域の決定にあたっては、あらかじめ緑地保全地域担当部局は農林水産部局と十分連絡調整することが望ましい。農地については、保存すべき緑地に介在する場合を除き、原則として緑地保全地域を指定することは望ましくなく、農用地区域内の土地について緑地保全地域を決定しようとする場合には、都道府県の緑地保全地域担当部局は農林水産部局にあらかじめ協議し、調整することが望ましい。

カ 緑地保全地域は原則として港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域及び港湾法第56条の港湾内に定めることはないが、定める場合は、都市における緑地の適正な保全と、港湾の秩序ある整備と適正な運営との整合を図る観点から、あらかじめ、港湾管理者

と協議することが望ましい。

ク その他

- i 日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構及び宇宙開発事業団の敷地は緑地保全地域として定めることは望ましくない。
- ii 緑地保全地域の決定にあたり、警察署、交通管制センター、機動隊、警ら交通隊、その他これらに準ずるものの庁舎又は学校教養施設の敷地が含まれることは望ましくない。
- iii 河川区域に緑地保全地域を決定し、又は同意しようとする場合には、河川環境管理基本計画との整合を図る観点から、緑地保全地域担当部局は河川管理者と連絡調整することが望ましい。

③ (略)

(3) 緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画
(緑地保全計画)

①～③ (略)

④ 緑地保全計画を定める際の留意事項

ア 都市計画区域内の緑地保全地域に係る 緑地保全計画は、当然に都市計画法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合することが必要である。

イ 準都市計画区域内の緑地保全地域に係る緑地保全計画に定める行為の規制又は措置の基準の内容及びその運用については、都市計画法第13条第3項において「この場合においては、当該地域における自然的環境の整備又は保全及び農林漁業の生産条件の整備に配慮しなければならない」とされている趣旨を踏まえ、当該緑地保全地域に農地又は森林が例外的に含まれる場合にあつては、自然的環境の整備又は保全及び農林漁業の生産条件の整備に係る行為に支障が生じることのないよう特に留意することが望ましい。

ウ 緑地保全地域に国有林野又は公有林野等官行造林地が含まれる場合、緑地保全計画を定めるにあたっては、都道府県は当該国有林野又は公有林野等官行造林地を管轄する森林管理局長とあらかじめ協議することが望ましい。

と協議することが望ましい。

キ その他

- i 日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構及び宇宙開発事業団の敷地は緑地保全地域として定めることは望ましくない。
- ii 緑地保全地域の決定にあたり、警察署、交通管制センター、機動隊、警ら交通隊、その他これらに準ずるものの庁舎又は学校教養施設の敷地が含まれることは望ましくない。
- iii 河川区域に緑地保全地域を決定し、又は同意しようとする場合には、河川環境管理基本計画との整合を図る観点から、緑地保全地域担当部局は河川管理者と連絡調整することが望ましい。

③ (略)

(3) 緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画
(緑地保全計画)

①～③ (略)

④ 緑地保全計画を定める際の留意事項

ア 緑地保全地域は都市計画の地域地区であることから、 緑地保全計画は、当然に都市計画法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合することが必要である。

イ 緑地保全地域に国有林野又は公有林野等官行造林地が含まれる場合、緑地保全計画を定めるにあたっては、都道府県は当該国有林野又は公有林野等官行造林地を管轄する森林管理局長とあらかじめ協議することが望ましい。

エ 緑地保全計画に法第6条第2項第2号に規定する事項を定める場合には、農業振興地域整備計画と適合することが望ましい。また、緑地保全計画に森林に関する記述を行う場合には、森林法に定める国有林の地域別森林計画、地域森林計画及び市町村森林整備計画と適合するとともに、都道府県の緑地保全地域担当部局は農林水産部局とあらかじめ十分連絡調整を行うことが望ましい。

(4) 緑地保全地域における行為の規制

① (略)

② 行為の規制について
(略)

③ その他

ア 法第8条第9項第2号の「既に着手していた行為」には、次のものが含まれる。

i 鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条(同法第87条において準用する場合を含む。)の規定により、経済産業局長に届出をし、又はその認可を受けている施業案に基づいて現に鉱物の掘採に着手している鉱業権者又は租鉱権者が当該施業案に基づいて行う行為

ii 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定により認可されている採取計画に基づきすでに採取を行っている者が当該計画に基づき行う採取行為

イ 法による行為の制限は、緑地の現状維持をねらいとしたものであるので、法第8条第2項により必要な措置をとるべき旨を命ずる場合においても、現状以上の緑地の確保を求めることは望ましくない。

ウ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積に関しては、法第8条に基づく当該届出の事実について、当該届出に係る緑地保全地域を管轄する都道府県警察に対し通知することが望ましい。

エ 施行令第3条第27号に規定する「有線テレビジョン放送施設」には、電気通信基盤充実臨時措置法(平成3年法律第27号)第2条第5項に規定する「高度有線テレビジョン放送施設」である「建物」は含まれない。

オ 「屋外における土石、廃棄物又は再生資

ウ 緑地保全計画に法第6条第2項第2号に規定する事項を定める場合には、農業振興地域整備計画と適合することが望ましい。また、緑地保全計画に森林に関する記述を行う場合には、森林法に定める国有林の地域別森林計画、地域森林計画及び市町村森林整備計画と適合するとともに、都道府県の緑地保全地域担当部局は農林水産部局とあらかじめ十分連絡調整を行うことが望ましい。

(4) 緑地保全地域における行為の規制

① (略)

② 行為の規制につて
(略)

③ その他

ア 法第8条第9項第2号の「既に着手していた行為」には、次のものが含まれる。

i 鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条(同法第87条において準用する場合を含む。)の規定により、経済産業局長に届出をし、又はその認可を受けている施業案に基づいて現に鉱物の掘採に着手している鉱業権者又は租鉱権者が当該施業案に基づいて行う行為

ii 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定により認可されている採取計画に基づきすでに採取を行っている者が当該計画に基づき行う採取行為

イ 法による行為の制限は、緑地の現状維持をねらいとしたものであるので、法第8条第2項により必要な措置をとるべき旨を命ずる場合においても、現状以上の緑地の確保を求めることは望ましくない。

ウ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積に関しては、法第8条に基づく当該届出の事実について、当該届出に係る緑地保全地域を管轄する都道府県警察に対し通知することが望ましい。

エ 施行令第3条第27号に規定する「有線テレビジョン放送施設」には、電気通信基盤充実臨時措置法(平成3年法律第27号)第2条第5項に規定する「高度有線テレビジョン放送施設」である「建物」は含まれない。

オ 「屋外における土石、廃棄物又は再生資

源の堆積」には、建設副産物を加工し、新たな製品（建築資材等）として市場に流通しているものの堆積は含まれない。

カ 施行令第4条第7号イに規定する「法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為」には、法令により直接に義務を課され、又は法令に基づく処分の名宛人として直接に処分を命じられた者がこれらの義務の履行として行う行為のほか、当該行為を命ずべき者を確知することができない場合、当該行為を命じられた者が当該行為を履行しない場合等において、当該行為を命じた国又は地方公共団体がいわゆる略式代執行や行政代執行等として当該行為を自ら行う場合も含まれる。

キ 準都市計画区域内の緑地保全地域において行われる農林漁業の生産条件の整備に関して届け出を要する行為については、都市計画法第13条第3項において「この場合においては、当該地域における自然的環境の整備又は保全及び農林漁業の生産条件の整備に配慮しなければならない」とされている趣旨を踏まえ、当該行為に支障が生じることのないよう特に留意することが望ましい。

ク 法第8条に定める行為の届出等について、森林法第10条の2に定める林地開発許可制度との適正な運用を期するため、都道府県の緑地保全地域担当部局と林務担当部局の相互の連絡体制を整備すべく、両部局が十分連絡調整を行うことが望ましい。

(5) (略)

源の堆積」には、建設副産物を加工し、新たな製品（建築資材等）として市場に流通しているものの堆積は含まれない。

カ 施行令第4条第7号イに規定する「法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為」には、法令により直接に義務を課され、又は法令に基づく処分の名宛人として直接に処分を命じられた者がこれらの義務の履行として行う行為のほか、当該行為を命ずべき者を確知することができない場合、当該行為を命じられた者が当該行為を履行しない場合等において、当該行為を命じた国又は地方公共団体がいわゆる略式代執行や行政代執行等として当該行為を自ら行う場合も含まれる。

キ 法第8条に定める行為の届出等について、森林法第10条の2に定める林地開発許可制度との適正な運用を期するため、都道府県の緑地保全地域担当部局と林務担当部局の相互の連絡体制を整備すべく、両部局が十分連絡調整を行うことが望ましい。

(5) (略)